

○厚生労働省告示第二百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示

（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正）

第一条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 血栓除去用カテーテル</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>経皮的血栓除去用</u></p> <p>ア 標準型 34,000円</p> <p>イ 破碎吸引型 448,000円</p> <p>④ (略)</p> <p>(10)～(22) (略)</p> <p>134～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>中枢端可動型</u> 1,490,000円</p> <p>③ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>147～224 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 血栓除去用カテーテル</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>経皮的血栓除去用</u> 34,000円</p> <p>④ (略)</p> <p>(10)～(22) (略)</p> <p>134～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>147～224 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>

第二条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p>

064 脊椎固定用材料 (1)~(4) (略) (5) 脊椎スクリュー (可動型) ① (略) ② 横穴付き (6)~(11) (略)	<u>97,900円</u>	064 脊椎固定用材料 (1)~(4) (略) (5) 脊椎スクリュー (可動型) ① (略) ② 横穴付き (6)~(11) (略)	<u>101,000円</u>
065~111 (略)		065~111 (略)	
112 ベースメーカー (1)~(3) (略) (4) デュアルチャンバ (リード一体型) (5)~(7) (略)	<u>1,070,000円</u>	112 ベースメーカー (1)~(3) (略) (4) デュアルチャンバ (リード一体型) (5)~(7) (略)	<u>1,170,000円</u>
113~224 (略)		113~224 (略)	
Ⅲ~Ⅸ (略)		Ⅲ~Ⅸ (略)	

附 則

この告示は、令和五年九月一日から適用する。ただし、第二条の規定は同年十一月一日から適用する。